

連載 『会社運営に役立つ法制度』

第2回 在庫や売掛債権の担保と活用法

今月号は、本年7月号から開始しました連載『会社運営に役立つ法制度』の第2回です。「在庫や売掛債権の担保と活用法」と題し、在庫や売掛債権に着目した資金調達などの活用法についてご紹介します。

1. どんな場合に活用できる？

□ 資金調達への活用

資金調達の新たな選択肢として、多くの金融機関では、在庫や売掛債権を活用した融資メニューが提供され始めています。これらの在庫や売掛債権を活用した融資手法は、一般に ABL (Asset-Based-Lending) と称されています。

在庫や売掛債権は、不動産とは異なり、数量や種類が日々変動します。そのため、ABL による融資を受ける場合には、一般に、在庫や売掛債権の残高等の資料を定期的に提出することが求められます。借り手となる企業にとっては、資料提出に係る手間やコストが生じますため、これは ABL を利用するデメリットといえるかもしれません。一方、これらの情報共有を通じたコミュニケーションが図られることによって、決算書などの資料では伝わらない自社の事業の仕組みや実態が、貸し手である金融機関に伝わりやすくなるといえます。

この情報共有やコミュニケーションには、良い面も悪い面もあるかもしれません。しかし、例えば、十分な収益力をもった事業を行っているにもかかわらず、不動産を担保提供できないために、資金の調達や借入条件の交渉に苦慮されている企業などであれば、自社の実態を反映した評価を受けやすくなることに繋がり、資金調達の幅が広がる可能性も期待されます。

⇒在庫や売掛債権を活用した融資メニューが提供され始めています。

□ 債権管理への活用

動産担保・債権担保は、自社の売掛債権の保全にも有用です。

例えば、新たに取引開始を検討している卸先企業について、与信に不安はあるものの、取引を開始したいようなケースでは、取引開始の条件として、その企業に対し、在庫や売掛債権の担保提供を求めることも考えられます。ただし、担保提供を受けるためには、相手方の協力が不可欠ですので、この手法が現実的に可能となるのは、ビジネス上の力関係にある程度の差がある場合など限られたケースになるかもしれません。

⇒売掛債権の保全策として、動産担保・債権担保を活用する方法があります。

2. 在庫や売掛債権の登記ってどんなもの？

在庫や売掛債権の担保提供を受けた場合、その権利を第三者に対抗できるようにするため、動産・債権譲渡登記を利用することができます（注）。

動産・債権譲渡登記は、動産譲渡登記が平成 17 年、債権譲渡登記が平成 10 年から開始された比較的新しい登記制度ですので、現段階では馴染みの薄い制度であるかもしれません。また、全国でも東京法務局民事行政部動産登録課・債権登録課（東京法務局中野出張所庁舎内）のみが管轄法務局とされていることや、動産や債権の内容に応じた登記内容を個別に検討する必要があることなど、他の登記とは異なるルールや留意点が多く存在します。動産・債権譲渡登記の利用を検討なさる場合には、お早目に登記の専門家である司法書士にアドバイスを求められることをお勧めします。

最後に、動産・債権譲渡登記の具体的な内容のご紹介に代えて、登記事項証明書のサンプルを別紙にてご紹介いたします。よろしければご参照ください。

- (注) ・不動産の場合と異なり、動産・債権の譲渡の場合には、登記以外の対抗要件（動産の場合には引渡（民法 178 条）、債権の場合には確定日付を付した通知（民法 467 条））がありますため、動産担保・債権担保をした場合に、必ずしもその登記がされるわけではありません。
- ・登録自動車等の一定の動産や金銭債権債以外の債権、個人からの譲渡など、動産・債権譲渡登記を利用できないケースもあります。
 - ・動産・債権譲渡登記の適用範囲については、担保目的の譲渡に限定されていません（例えば、動産・債権を売買した場合にも利用することが可能です）。

（文責：司法書士 小野絵里）

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めているいただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂けましたら幸いです（PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com）

（お問合せ先） プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

福岡オフィス 司法書士 森田良彦・司法書士 小野絵里・司法書士 宮城誠

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋 1 丁目 1 番 1 号 八重洲ダイビル 7F
TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町 1 番 1 号 松永ビル 1F
TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神 2 丁目 14 番 8 号 福岡天神センタービル 3F
TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町 4 番 1 号 太陽生命熊本第 2 ビル 6F
TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

別紙 登記例（登記事項証明書サンプル（債権譲渡登記））

登記事項証明書

【登記の目的】：債権譲渡登記

概要事項

【譲渡人】

【本店等】：福岡市中央区赤坂〇丁目〇番〇号

【商号等】：A株式会社

【会社法人等番号】：〇〇〇〇〇1〇〇〇〇〇〇〇

【取扱店】：

【日本における営業所等】：－

【譲受人】

【本店等】：福岡市中央区西新〇丁目〇番〇号

【商号等】：株式会社B

【会社法人等番号】：〇〇〇〇〇1〇〇〇〇〇〇〇

【取扱店】：〇〇支店

【日本における営業所等】：－

【登記原因日付】：平成27年11月4日

【登記原因（契約の名称）】：譲渡担保

【債権の総額】：－

【被担保債権額】：－

【登記の存続期間の満了年月日】：平成32年12月31日

【備考】：－

【申請区分】：出頭

【登記番号】：第2015-XXXX号

【登記年月日時】：平成27年11月5日 〇〇時〇〇分

登記事項証明書

【債権通番】：0001 【債権の管理番号】：— 【原債権者】 【本店等】：福岡市中央区赤坂〇丁目〇番〇号 【商号等】：A株式会社 【会社法人等番号】：〇〇〇〇01〇〇〇〇〇〇 【取扱店】： 【債務者】 【本店等】：福岡市中央区舞鶴〇丁目〇番〇号 【商号等】：C株式会社 【会社法人等番号】：〇〇〇〇01〇〇〇〇〇〇 【取扱店】： 【債権の種類】：売掛債権 【契約年月日】：平成27年10月1日 【債権発生年月日（始期）】：平成27年10月1日 【債権発生年月日（終期）】：平成32年12月31日 【債権発生原因】：— 【発生時債権額】：— 【譲渡時債権額】：— 【弁済期】：— 【外貨建債権の表示】：— 【備考】：	債権個別事項
【登記番号】：— 【登記年月日時】：— 【登記原因日付】：— 【登記原因（契約の名称）】：—	一部抹消事項

【検索の対象となった記録】：平成27年11月5日現在
 上記のとおり債権譲渡登記ファイル（除く閉鎖分）に記録されていることを証明する。

平成27年11月5日

東京法務局 登記官

〇 〇 〇 〇



(注) この証明書は、債権の存否を証明するものではありません。